

## 飲食店の皆様へ

## 営業時間の短縮をお願いします。

対象期間：令和4年1月27日(木)～2月20日(日)

対象施設：食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店  
(カラオケ店, バー等を含む。)

要請内容：

区分	営業時間	酒類提供
第三者認証店 以外の店舗	5時～20時	不可
第三者 認証店 ※いずれか選択	① 5時～21時	可
	② 5時～20時	不可

詳しくは、県のホームページを  
ご確認ください。※21時を超えて営業している第三者  
認証店においては、①②いずれか  
を選択できますが、全ての要請期  
間内で統一してください。

➤ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請

## 業種別ガイドラインの遵守・徹底をお願いします。

- ・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底

※今回は、店舗におけるカラオケ設備の  
利用自粛要請は行っていません。

## 会食時の人数を制限しています。

- ・ 同一グループの同一テーブルでの飲食は、4人以下となるように  
してください。 ※登録店に限り、対象者全員検査の実施で人数制限を緩和できます。

※特措法第31条の6第3項の規定により、要請に正当な理由なく応じていただけない  
場合は、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることがあります。

なお、命令に違反した場合は罰則(20万円以下の過料)を科す可能性があります。

## 【協力金について】

中小企業	売上高に応じて一店舗当たり	
	<第三者認証店以外の店舗>	
	20時まで・酒類提供不可	2.5～7.5万円/日
	<第三者認証店>	
	①21時まで・酒類提供可	2.5～7.5万円/日
	②20時まで・酒類提供不可	3～10万円/日
大企業	1日当たりの売上高の減少額×0.4	
	(上限額あり, 中小企業も選択可)	

※要請期間の全ての期間、要請に応じていただいた場合、協力金を支給いたします。